

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
[REDACTED]
氏名 [REDACTED]

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成22年9月16日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

新潟市長（以下「処分庁」という。）が平成22年9月3日付け新中保第905号により行った、費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消す。

不 服 の 要 旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対して平成22年9月3日付けで行った本件処分について、その取消しを求めるというものであり、その理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 必要経費と自立更生計画額の内訳と算定根拠が不明確であり、返還決定額に納得できない。

裁 決 の 理 由

1 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるものであり、その理由は次のとおりである。

- (1) 請求人が受領した借家人補償金は、保護の実施要領に基づき、必要経費及び自立更生に充てられるべき額を除き、収入として認定すべきである。

- (2) 挙証資料の提出があった転居費用及びクーラー購入費用等については、必要経費及び自立更生計画額として認めたが、新たに購入した家電製品の代金(約70,000円)及び部屋探しのために要したタクシー等の費用(178,000円)については、領収書等の挙証資料の提出がないため、必要経費及び自立更生計画額として認められない。
- (3) 請求人に対しては、担当者から見積書及び挙証資料の提出の必要性を説明し、領収書の再発行等についての助言をしたにもかかわらず、挙証資料の提出がなかったものである。

2 請求人の反論

処分庁の弁明に対する請求人の反論の要旨は次のとおりである。

- (1) 処分庁担当者から領収書を取っておくよう言われたが、意味が良くわからなかった。引っ越しで頭がいっぱいだった。
- (2) 自分は身体に障害があり、歩行で50～60m、自転車で500～600m位しか自力で移動できない。引越先を探すため、タクシーで■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■方面を20数回まわった。1回分のタクシー代は1回につき8,000円前後であった。
- (3) 引っ越してから、以前の借家は都市ガス、引越先はプロパンガスと気づき、ガス湯沸かし器、ガスストーブ、ガスレンジを購入した。また、排水ホースの位置が合わないため、洗濯機を購入した。
- (4) 領収書がなくても、「どうやって家が見つかったのか」、「どうやって台所器具が家に来たのか」、分かり過ぎるほどの現実が明瞭にある。
- (5) 丸裸で追い出されて、自分の生活は未だ再興されていない。日射しから衣類を守る用具、ゴキブリから食器を守る食器棚、小物や書類を入れる小引き出しが必要である。
- (6) 新潟市からは何もしてもらっていない。口座にお金を振り込んでもらっただけである。障害者一人に全部押しつけられている。立ち退き料の本来の趣旨は、立ち退き先で今までと同等の生活を営むことができるようにとのことだそうだが、今も以前の半分程度しか構築されていない。
- (7) 先日、費用返還に係る計算書を示され本当に驚いた。あれも駄目、これも認めない、あげくに50数万円の借用証書に判を押せとは、絶句した。自分は何をしたのか。どんな悪いことをしたのか。最初お金を右手で出し、これをやるから出てくれ、その時に、それを回収する左手があることを何故きちんと説明しないのか。

3 当事者間の争点

- (1) 必要経費及び自立更生計画額の内訳及び算定根拠が適正か。
- (2) 本件処分は適法か。

4 認定事実

当事者の主張及び提出された証拠から、次の事実が認められる。

- (1) 処分庁担当者は、平成21年10月9日、請求人宅を訪問した際に、請求人が新潟市用地対策課から公共事業のため借家の立ち退きを求められたことを知り、転居先及び補償金等、具体的なことが決定したら連絡するよう伝えた。

また、補償金は収入認定の対象となるが、経費等の控除ができるので、転居する際に必要な費用及び家電や生活用品等の購入が必要な物の見積書又は領収書を取っておくよう、請求人に口頭で依頼した。

- (2) 平成21年12月18日、処分庁担当者は、住基異動リストで請求人の住所が異動されていることを知り、請求人に対し、補償金及び転居に係る支出の資料の提出を求めたが、請求人から新潟市用地対策課に確認するよう求められたため、用地対策課に1回目の補償金は同年12月10日に支払われたこと及び2回目の支払いは従前の借家の明け渡しが完了してからになることを確認した。

- (3) 処分庁担当者は、平成21年10月9日の請求人宅訪問以降、請求人が転居するまでの間、補償金に係る収入認定及び自立更生計画額認定等について、資料等に基づく具体的な説明を行っていない。また、転居先確保や転居準備の進捗状況、転居後の生活状況等の確認並びに必要に応じた助言や援助等を行っていない。

- (4) 平成22年2月23日、処分庁担当者が請求人に対し電話で、補償金及び支出についての領収書等の提出を求めたところ、請求人から転居の苦労や多額の費用がかかったことを訴えられ、訪問するよう求められたため請求人宅を訪問することとした。

- (5) 平成22年2月26日、処分庁が請求人宅を訪問し、補償金から経費及び自立更生計画額を差し引いた残額が返還対象となることを説明した。

請求人からは、1回目の補償金の支払額を記載した書類を紛失したこと、従前の借家の撤去が完了していないため処分費用が未確定であること、転居先探しに使用したタクシー代や不要品廃棄の経費については、領収書をもらう習慣がないため取っていないとの申立があった。

処分庁は、家財処分費等の請求書及び支出済の費用に係る領収書を取得して提出するよう依頼した。

- (6) 処分庁担当者は、請求人が転居した後、請求人から求められて訪問するまで、転居先の状況確認等のための訪問を行っていない。

- (7) 平成22年4月14日、2回目の補償金 308,211 円の支払いがあった。
- (8) 平成22年4月15日、処分庁担当者は、支出した費用の領収書等を提出するよう電話で依頼した。請求人が領収書がない支出もあると言うため、家電購入店等で領収書の再交付を受けるなど可能な限り挙証資料を提出するよう依頼したところ、請求人は転居先探しのためのタクシー代や手伝ってくれた人への謝礼等は領収書を取れないと述べた。
- また、費用返還についても納得せず、不服申立をするので早く決定してくれと申し立てた。
- 処分庁担当者は、関係書類がないと正しい決定ができないので、領収書取得可能部分と不可能な部分を明確にして提出するよう依頼した。
- (9) 処分庁担当者は、2回目の補償金に係る収入認定及び自立更生計画額認定等についての説明を行っていない。
- (10) 平成22年4月21日、請求人から引越代の領収書、購入した家電等と転居先探しのためのタクシー代に係る自己申告書が提出された。従前の借家の不用品廃棄料と転居先のクーラー代金については未精算のため後日領収書を提出するとのことであった。
- (11) 平成22年8月6日、処分庁担当者が請求人宅を訪問した際、クーラー代金(90,000 円)の領収書の提出があったが、購入した家電製品や引っ越しを手伝ってくれた者への謝礼等の領収書はないとのことであった。また、住宅を探すための費用は殆どがタクシー代であり自分の貯えを充てたとのことであった。
- (12) 処分庁は、平成22年8月25日、ケース診断会議を開催して、
- ① 領収書などの挙証資料の提出がないものについては経費又は自立更生費として認定することはできない。
 - ② 返還決定前に請求人に対して認定方法を再度説明し未提出分の領収書等の再取得を促す。
 - ③ 提出の意思がなければ、挙証資料のあるものに限り経費又は自立更生費と認め処分決定する。
- ことを決定した。
- (13) 平成22年9月1日、処分庁担当者が電話で、法第63条に基づく返還処理の説明を行い、領収書の追加提出の有無について確認したところ、請求人は「そっちの勝手にして早く決めてくれ。」とのことであった。
- (14) 平成22年9月3日、処分庁は、平成21年12月10日に支払われた補償金 717,000 円と平成22年4月14日に支払われた補償金 308,211 円の合計 1,025,211 円から転居先家賃等 135,298 円及び引越費用等 250,000 円の計 385,298 円を必要経費として

控除した 639,913 円を返還対象額として認定し、平成 22 年 1 月から同年 8 月までの扶助費支給額 924,670 円と比較して、返還対象額が扶助費支給額を下回っているため、返還対象額から自立更生計画額 90,000 円を控除した 549,913 円を費用返還額として決定した。

- (15) 費用返還決定に当たり、補償金から控除した経費 385,298 円の内訳は、敷金、礼金、日割り家賃、火災保険料、仲介手数料 135,298 円と引越代・撤去費用 250,000 円である。また、返還対象額から控除した自立更生計画額 90,000 円はクーラー代及び設置料であり、いずれも請求人が処分庁へ提示した領収書で確認できたものである。
- (16) 平成 22 年 9 月 8 日、処分庁担当者が請求人宅を訪問し、法第 63 条の規定による返還金の通知書と納付書を渡し、内訳及び分割納付の方法等の説明を行った。

5 審査庁の判断

(1) 補償金の収入認定等に係る説明について

処分庁担当者は、平成 21 年 10 月 9 日、請求人宅を訪問した際に新潟市から借家の立ち退きを求められていることを知り、借家人補償金は収入認定の対象だが、経費等の控除ができるため、転居費用や購入する生活用品等の見積書や領収書を取っておくよう口頭で依頼した。これに対し請求人は反論書で、「依頼を受けたときは、引っ越しで頭がいっぱいで、意味が余りよく分からなかった。」と述べている。

このことから、処分庁は、補償金の収入認定に当たって、転居先を探すための費用、引越費用、転居先の家賃・敷金、転居先で必要となる家具什器等の購入費用等、世帯の自立更生のために当てられる額を収入から控除することができること及び控除するためには自立更生計画書、見積書並びに領収書等の提出が必要なることを、資料等に基づいて、請求人が理解できるよう丁寧に説明する必要があるにもかかわらず、十分な説明を行わなかったものと認められる。

請求人が転居先探しを始める前に、処分庁が収入認定の方法及び領収書の必要性等について、請求人の理解を十分に得ていれば、領収書等の徴収及び提出が支障なく行われ、自立更生計画額の控除等が適切に行うことができたものと考えられることから、本件において、請求人が領収書等を提出しなかったことを全て請求人の責とすることは酷であると言える。

(2) 法第 63 条の適用について

本件処分に係る資力は、新潟市から支払われた借家人補償金 1,025,211 円であるが、当該補償金は平成 21 年 12 月 10 日と平成 22 年 4 月 14 日の 2 回に分けて受け取ったものであり、本来は、受け取った時点で各々保護の実施要領（次）

第8-3-(2)-エ-(イ)により「その他の収入」として収入認定を行うべきものである。

本件処分は、本来、収入認定として取り扱うべきであるところ、請求人から領収書等の挙証資料が提出された後、法第63条の規定による費用返還決定を行ったものである。この取扱い自体は、請求人から領収書等の挙証資料の提出が遅れたこと等の事情により、期限内に収入認定ができなかったものであり、やむを得ないものと考えられる。

また、資力の発生時期が2回であることから、費用返還処分も資力ごとに行うべきであるが、各々の資力が同じ契約に基づくものであること及び挙証資料の提出に時間を要したことから、まとめて1件の処分で返還決定を行うこともやむを得ないものと認められる。

(3) 扶助費支給額について

法第63条は、本来、資力はあるが、これを直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した扶助費との調整を図ろうとするものである。したがって、法第63条の適用に当たっては、資力の発生時期がいつかを確定することが必要である。

本件処分では、平成22年1月から同年8月までに支弁した扶助費を返還対象である扶助費支給額として認定しているが、本件処分における最初の資力の発生時期は、1回目の補償金が支払われた平成21年12月10日であることから、平成21年12月10日から平成22年8月までに支弁された扶助費を扶助費支給額としなければならない。

また、2回目の補償金の支払いは平成22年4月14日であることから、2回目の資力の発生時期である平成22年4月14日から同年8月までに支弁された扶助費が扶助費支給額となり、同年1月から同年4月13日までに支弁された扶助費は、2回目の補償金については扶助費支給額として認定することはできない。

したがって、処分庁が認定した扶助費支給額は適正と認められない。

(4) 返還対象額について

保護の実施要領(次)第8-3-(2)-エにより、収入から控除する必要経費はその収入を得るために必要な経費であることから、処分庁が必要経費として控除している「転居先家賃等」及び「引越費用等」は、保護の実施要領(次)第8-3-(3)-オにより、世帯の自立更生のために当てられる自立更生計画額として認定すべきものである。

したがって、本件処分における返還対象額の認定は適正と認められない。

(5) 自立更生計画額について

本件処分においては、本来、自立更生計画額とすべき「転居先家賃等」及び「引越費用等」が認定されていない。

また、本件処分を行う際に、請求人が受け取った補償金（1,025,211 円）から転居先家賃等（135,298 円）、引越費用等（250,000 円）、クーラー代等（90,000 円）並びにタクシー代等請求人の申告額（約 248,000 円）を控除しても、未だ補償金の残額があるにも関わらず、転居後の状況等を踏まえた世帯の自立更生に当てられる額の有無等について検討を行っていない。

したがって、処分庁が認定した自立更生計画額は適正と認められない。

なお、領収書等挙証資料がない転居先探しのためのタクシー代、洗濯機等の家具什器購入費用並びに引っ越しを手伝ってくれた者への謝礼等についても、領収書の再取得を求めるだけでなく、処分庁として、タクシーによる転居先探しの状況及び家電製品の製造番号等から、社会通念上妥当と思われる費用の額を認定する等の努力を尽くすべきものとする。

(6) 理由の附記について

行政処分の通知における理由の附記は、通知の記載自体から、処分の相手方が処分内容及び理由を十分了知できるものでなければならない。

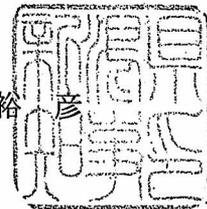
本件処分における通知は、補償金、経費、自立更生計画額並びに個々の資力に対応する扶助費支給額の内訳が具体的に記載されていないことから、適法と認められない。

6 結論

以上のことから、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 40 条第 3 項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成 22 年 12 月 10 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦



(付記)

- 1 この裁決について不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決について不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（裁決についての再審査請求を行った場合は、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となります。）として新潟地方裁判所にこの裁決についての取消しの訴えを提起することができます。